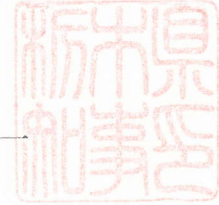


申 請

平成24年9月27日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田佳彦 殿

栃木県知事 福田 富一



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき平成24年9月18日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 大芦川（支流を含む。）において採捕されたうぐい（養殖により生産されたものを除く。）について、出荷制限を解除すること。
- 2 解除を申請する理由  
別紙参照

(別紙)

1 解除を申請する理由

出荷制限指示の根拠となるうぐいが採捕された平成24年4月17日及び5月21日以降、5月28日から9月21日の期間、大芦川及びその支流の4地点において17検体の検査を実施したところ、検出された放射性セシウムの平均値は11 Bq/kg、最大値は62 Bq/kgであり、安定して基準値を下回っていることが確認されたため。(図1～図2参照)

2 大芦川のうぐいの出荷制限解除計画

(1) 出荷制限を解除する範囲

大芦川(支流を含む。)

3 解除後の出荷管理計画

(1) 解除後のモニタリング計画

県は出荷制限が解除された後も、大芦川及びその支流において、毎週2～3箇所でのサンプリングを行い検査を実施する。

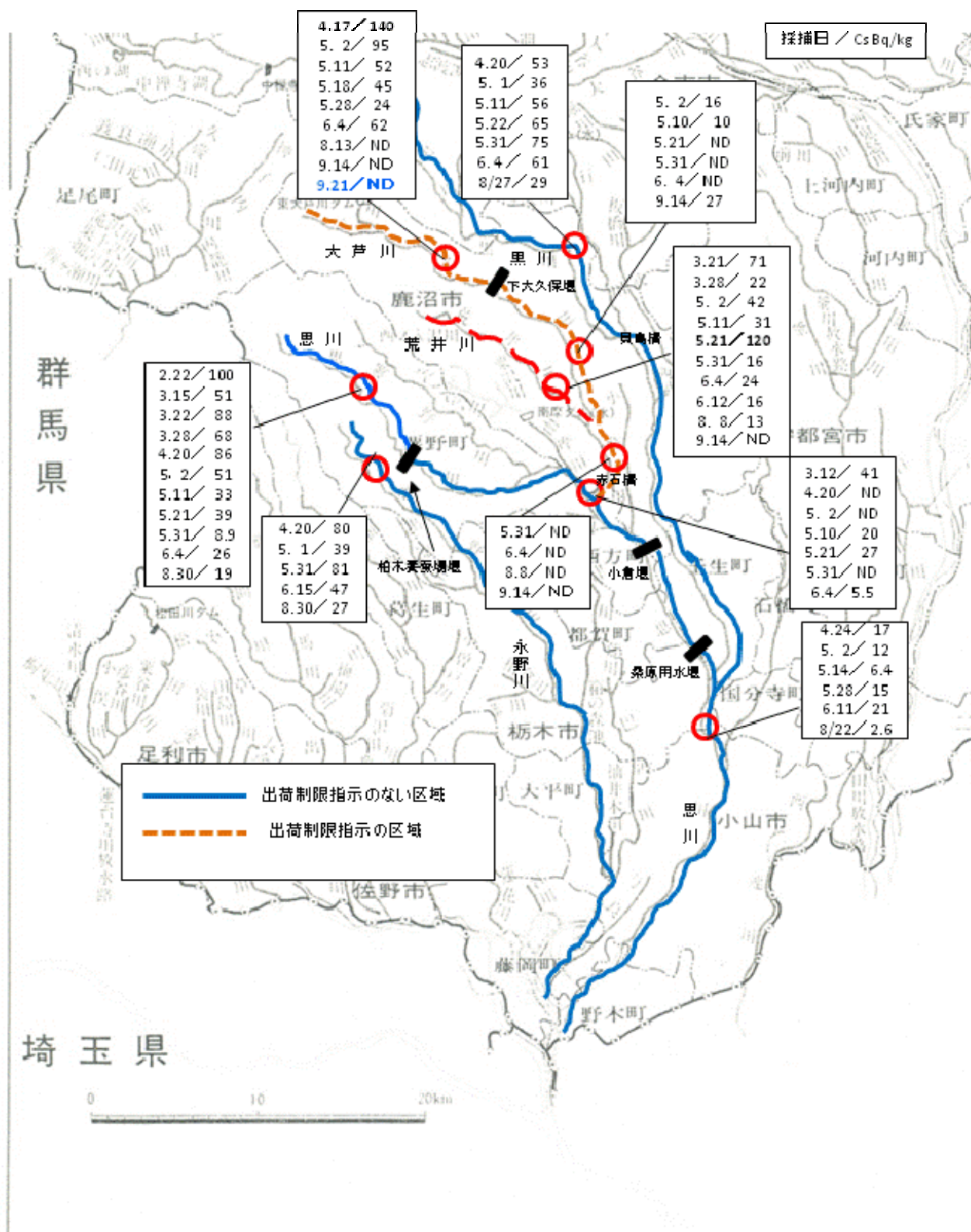
分析機関：栃木県農業試験場等

市町村	区域	解除後のモニタリング計画
鹿沼市	大芦川及びその支流 2～3箇所	漁期間(通年)の毎週

(2) モニタリング調査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、即時に各関係漁業協同組合に対し、大芦川(支流を含む。)におけるうぐいの出荷自粛を求める。

思川水系ウガイモニタリング図(H24.9.24現在) 図1



思川水系ウグイモニタリング散布図(H24.9.24 現在) 図2

